

# 青森自然誌研究会会則

平成7年5月14日 制定

一部改正 平成11年4月18日, 平成14年4月27日  
平成16年4月25日, 平成30年4月29日

(名称)

第1条 本会は青森自然誌研究会 (NATURAL HISTORY SOCIETY OF AOMORI) と称します。

(目的)

第2条 本会は、青森県及び周辺地域の自然誌(動物・昆虫・植物・菌類・地学等)の解明をめざし、野外での観察記録、分布記録や研究成果を蓄積及び公開し、お互いの親睦を図り、研究を援け合うことを目的とし、さらに広く啓蒙活動を行います。

(事業)

第3条 本会は次の事業を行います。

2. 総会及び研究発表会は年一回開催。
3. 会誌「青森自然誌研究」(JOURNAL OF THE NATURAL HISTORY OF AOMORI)(原則として年1回)及び連絡誌「青森自然誌研究会通信」(随時)の発行。
4. その他必要と認める事業。

(事務局)

第4条 本会の本部は会長宅におきます。

2. 本会の事務局は 青森市本町青森県立郷土館学芸課内におきます。

(会員)

第5条 本会の会員は会の趣旨に賛同する会費納入者で、会員(一般・大学生)・準会員(小・中・高校生)・団体会員をもって構成します。

第6条 会員・準会員は、その研究業績を研究発表会等で発表することができます。

2. 編集方針に沿った内容の原稿を会誌等に投稿することができます。
3. 会員は会誌・連絡誌、準会員は連絡誌の配布を受けることができます。但し、準会員で希望する者は会誌の配布も受けれます。
4. 団体会員は、会員に準じます。

第7条 会員・準会員・団体会員は、会費を前納しなければなりません。

2. 一般6,000円, 大学生3,000円, 準会員(小・中・高校生)は500円とします。準会員で会誌配布の希望者は2,000円とします。
3. 団体会員は10,000円とします。但し、小・中・高校のクラブ・部活動で団体加入の時は5,000円とします。

第8条 入会を希望する者は、郵便振替用紙に氏名、住所(連絡先)、職業(学校名)を記載し、会費1年分を添え事務局に申し込むものとします。

2. 準会員は、会費分の50円切手と必要事項を記入し、封書で事務局に申し込んでもかまいません。

第9条 次の場合、会員・準会員・団体会員としての資格を失います。

- 1) 会費未納
- 2) 退会
- 3) 死亡

第10条 退会を希望するときは、その旨を事務局に申し

出ていただきます。既納の会費は返却しません。

2. 2年以上にわたり会費を滞納した場合、退会とみなします。

第11条 本会の体面をいちじるしく汚したり、本会の趣旨に反する行為があれば、総会の決議により除名することがあります。

(役員)

第12条 本会に次の役員を置きます。

会長(1名):本会を代表し、総会で選出します。  
副会長(1名):会長を補佐し、総会で選出します。

会計監査(2名):会計監査を年一回行う。総会で選出します。

評議員(若干名):本会運営の諮問にあずかる。総会で選出します。

常任評議員(若干名):会長歴任者とします。

幹事(若干名):会務を執行する。事務局所在地及び会員から会長が指名します。

第13条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(会計)

第14条 会計年度は、毎年4月1日から3月31日とします。

第15条 本会の運営に要する経費は会費、寄付金その他の収入をもってあてます。年度末における余剰は次年度に繰り越します。

(会則等の変更)

第16条 会則の変更は、会員の建議により評議会に提出され、評議会の審議を経て総会にはかり、総会出席者の過半数によって決定します。

(会誌編集)

第17条 会誌の編集と出版に関する事務は会長、副会長、幹事が行います。

第18条 会員・準会員・団体会員は投稿規定に従って作成した原稿を、事務局に送付します。

---

## 青森自然誌研究会ウェブサイト管理に関わる規定

平成30年8月1日施行

1. 青森自然誌研究会は会則第2条に定める目的に従い、ウェブサイトを設置し運用する。
2. ウェブサイトの管理運営は、幹事(事務局)がその実務を遂行する。
3. ウェブサイトの編集業務は、幹事で体裁及び原稿を作成し、会長、副会長の承認を得て掲載する。
4. ウェブサイト掲載内容は、概ね  
①青森自然誌研究会の紹介  
②青森自然誌研究会の入会案内  
③会誌「青森自然誌研究」の総目録  
④その他の案内
5. ウェブサイトの運用管理及び編集に関わる経費等については計上しない。必要に応じて会長、副会長の承認を得て予備費で対応する。
6. ウェブサイトに関わる機器は幹事所有機器を利用し、会で機器等の購入等は行わない。
7. ウェブサイトの運用管理に関する問題は、評議会によって協議され、その議決に基づいて解決される。